（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第三項」を「附則第八条第三項」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改める。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第十二条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」の下に「、国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第七項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（法第九十四条第一項の政令で定める法人に関する経過措置）」を付する。

附則第八項を削る。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「法人は」の下に「、国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第二項第一号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則第四項を削る。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部改正）

第十四条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法人は」の下に「、国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（司法書士法施行令の一部改正）

第十五条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十三条第一項第四号の事業　国立研究開発法人森林研究・整備機構

附則第四項を削る。

附則第三項中「第四条第十四号」を「第四条第十五号」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「第四条第十三号」を「第四条第十四号」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（国立研究開発法人森林研究・整備機構に関する特例）

2　国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第八条第一項及び第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条第十一号中「第十三条第一項第四号の事業」とあるのは、「第十三条第一項第四号並びに附則第八条第一項及び第十条第一項の事業」とする。

（国立研究開発法人森林研究・整備機構に関する特例）

第十六条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十三条第一項第四号の事業　国立研究開発法人森林研究・整備機構

附則第四項を削る。

附則第三項中「第四条第十四号」を「第四条第十五号」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「第四条第十三号」を「第四条第十四号」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（国立研究開発法人森林研究・整備機構に関する特例）

2　国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第八条第一項及び第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条第十一号中「第十三条第一項第四号の事業」とあるのは、「第十三条第一項第四号並びに附則第八条第一項及び第十条第一項の事業」とする。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十七条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十七条第一項	農林水産省令	同条第二項	一般会計

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「国立研究開発法人情報通信研究機構」の下に「、国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特殊法人等の範囲に関する経過措置）」を付する。

附則第三条を削る。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十九条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十八号を次のように改める。

十八　削除

（利息制限法施行令の一部改正）

第二十条　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

（復興庁設置法施行令の一部改正）

第二十二条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号を次のように改める。

十三　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十三条第一項第四号及び第五号（第四号に係る部分に限る。）に掲げる事業